

答 申

令和３年３月２３日付で、貴職から当審議会に諮問のありました「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」、鋭意検討を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

令和３年９月１３日

江 東 区 長

山 崎 孝 明 様

江 東 区 環 境 審 議 会

会 長 柳 憲一郎

「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に
盛り込むべき考え方について」（答申）

I 答申にあたっての基本的考え方

江東区は、平成 12 年に東京都から清掃事業の移管を受け、平成 13 年 3 月に江東区一般廃棄物処理基本計画を策定した。その後、平成 19 年 3 月に二回目の計画を、平成 24 年 3 月に三回目の計画を策定し、四回目の計画となる現行計画は、平成 29 年 3 月に、計画年度を平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間として策定している。

現行計画では、基本理念を「持続可能な資源循環型地域社会の形成」とし、この基本理念の実現のため、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リペア（修理）、リサイクル（再生利用）の 5 R の取り組みの推進を掲げている。また、目標値を設定した 4 つの基本指標について進捗管理するほか、モニター指標や取組指標を用いて、事業の効果や効率について評価することとしている。

江東区は、現行計画策定後も人口の増加が続いているものの、現行計画の下、容器包装プラスチックの回収、粗大ごみからの小型家電のピックアップ回収、古着回収、燃やさないごみの資源化事業などのごみの減量を推進するための施策を展開することにより、令和元年度の区収集のごみ量は、基本指標の基準年度である平成 27 年度と比較して 1.9%減となっている。また、4 つの基本指標のうち、区民 1 人あたり 1 日の資源・ごみの発生量については、令和元年度換算した目標値を達成しているが、区民 1 人あたり 1 日の区収集ごみ量、資源化率、及び大規模建築物事業者の再利用率の 3 つの基本指標については、未達成である。これらの結果から、これまでの区のごみ減量施策については、一定の成果が上がっているとも評価できるものの、さらなるごみ減量施策を推進する必要がある。

現行計画策定後の一般廃棄物に関する国や東京都の動向であるが、国は、平成 30 年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、目指す将来像の一つとして、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を行うことを掲げるとともに、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定した。また、令和 2 年 10 月には、首相所信表明の中で「2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ」を宣言した。さらに、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和 3 年 6 月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決、成立した。

東京都は、令和元年 12 月に、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO2 排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。併せて、重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定した。

江東区の一般廃棄物を取り巻くこのような状況の下、本審議会は、本年 3 月に江東区長から「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問を受けた。この諮問にあたり、計画を改定する目的について、区から、令和 3 年度は現行計画の中間年度にあたるが、現行計画策定後、江東区では、江東区一般廃棄物処理基本計画の上位計画である江東区長期計画及び江東区環境基本計画（後期）を令和 2 年 3 月に策定しており、これらの計画との整合性を図りながら、国、東京都の動向や清掃事業を取り巻く社会状況の変化を踏まえた内容に計画を改定するものであるとの説明があった。

本審議会では、この諮問について、専門委員会を設置して集中的に審議し、この専門委員会から報告された「専門委員会のまとめ」をもとに答申をとりまとめた。

新たな江東区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、本答申で示した一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方を十分に尊重し、より一層のごみの減量と適正処理を推進する内容とするよう配慮されたい。

Ⅱ 江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、当計画の基本方針について、下記 1 によることが適当である。また、当計画の重点施策に、下記 2 に掲げる事項を反映した内容を盛り込むことが必要である。

記

1 江東区一般廃棄物処理基本計画の基本理念、基本方針等について

基本理念は現行計画を継承し「持続可能な資源循環型地域社会の形成」とする。

基本方針は、現行計画を踏襲し次のとおりとする。

- ① 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化
- ② リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進
- ③ 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進
- ④ 安全・安心なごみの適正処理

スローガンは、基本理念・基本方針を達成するためには一人ひとりの意識や行動を変えていくことが大切であることから「もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える」とする。

2 江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき内容について

(1) 基本指標

現行の江東区一般廃棄物処理基本計画では、目標値を設定して毎年の進捗状況を管理していくための指標として、①区民 1 人あたり 1 日の資源・ごみの発生量、②区民 1 人あたり 1 日の区収集ごみ量、③資源化率、④大規模建築物事業者の再利用率の 4 つの基本指標を用いている。

このうち①、③、④は江東区長期計画の指標であること、また、すべての基本指標が江東区環境基本計画（後期）の指標であることから、新計画においても、この 4 つの項目を基本指標とするべきである。ただし、③については、リサイクル以外の 4 R が増加すると減少する可能性がある

るため、新たな指標についての検討や、次期長期計画及び次期環境基本計画の基本指標からは外すことについての検討も必要である。

(2) 基本指標の目標値

基本指標の目標値については、次のことを検討する必要がある。

令和元年度換算の目標値と実績値を比較すると、次のようになっている。

①区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量については、目標値657gに対して実績値642gであり、目標は達成している。②区民1人あたり1日の区収集ごみ量については、目標値470gに対して実績値471gであり、目標はわずかに未達成である。③資源化率については、目標値28.7%に対して実績値は27.0%であり、目標は未達成である。④大規模建築物事業者の再利用率については、目標値72.40%に対して、実績値は71.70%であり、目標は未達成である。

上記の実績値に加え社会情勢の変化等も踏まえると、検討すべき事項としては次のことが挙げられる。

①区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量と、②区民1人あたり1日の区収集ごみ量は目標どおり進捗しているが、令和3年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により、区民の自宅で過ごす時間が増加すると考えられ、ごみ・資源量が増える可能性がある。このため、目標値の検討に際しては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮する必要がある。また、令和2年11月の特別区長会総会「清掃負担の公平について」では、区収集可燃ごみ量の減量について、「23区全体として、平成20年度比で1人当たり20%減の達成を目指す」としている。これらを踏まえて、新たな目標値について検討すべきである。

③資源化率については、発生した不用物のうち資源化される割合を示す指標であり、リサイクルへの協力が高まれば資源化率は増えるが、リサイクル以外の4Rが増加すると資源化率は減少する可能性がある。ごみの中には、分別されていない資源も含まれており、これらが正しく資源として分別されれば、資源化率を上昇させる余地はある。そのため、

たとえば品目別にごみとして捨てられている量とリサイクルされている量を推計し、それを踏まえて、新たな目標値について検討すべきである。

④大規模建築物事業者の再利用率については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大幅に下落したが、平成 29 年度以降は微増傾向になっている。このため、変動の原因を調査し、その結果を踏まえて、実現可能な目標値の設定について検討する必要がある。

(3) S D G s・「ゼロカーボンシティ江東区」の表明を踏まえた清掃リサイクル事業

S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。S D G s は、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

本計画に掲げた施策は、S D G s と目標や方向性を同じくするものである。施策の実施にあたっては、計画に掲げる目標に加え、それぞれ関連する S D G s のゴールやターゲットを見据えた取り組みを推進する必要がある、ごみを減らすことも、そのうちのひとつである。

一人ひとりの行動が集まれば、持続可能な社会の実現に向けた大きな力になる。未来のこども達が、平和で豊かな生活を送れるように、今を生きる一人ひとりが行動していくことが重要である。また、S D G s の目標年である 2030 年は、現在の小学生のこども達が成人になる時期である。こども達に世界の情勢を伝えるとともに、より身近な江東区の 5 R と S D G s との関わりや、江東区の清掃リサイクル事業の現状や今後の取り組みを教育していくなど、こども達が、自分が暮らす社会を自分で作っていく意識を持てるような取り組みが必要である。

2016 年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が発効した。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑え

る努力をすることが、全体目標として掲げられている。我が国では、令和 12 年度の温室効果ガスの排出量を、平成 25 年度の水準から 26%削減することを目標として定めたが、令和 3 年 4 月に 46%に引き上げた。さらに、令和 2 年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを表明した。

江東区は、令和 3 年 7 月に、2050 年までに区内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すことを表明した。

清掃リサイクル事業は、ごみ・資源の収集、清掃工場における焼却処理などから温室効果ガスを発生させているので、温室効果ガスを削減するためには、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リペア（修理）の 4 つの R を推進し、ごみ減量を図る必要がある。

(4) 食品ロス削減の推進

世界では、食料生産量の 3 分の 1 に当たる約 13 億トンもの食料が廃棄されていると推計されている。また、国内では、年間約 600 万トン（平成 30 年度農林水産省推計）の食品ロスが発生していると推計されている。

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要である。食品ロスを減らす基本は、まずは食材を「使いきる」ことであり、そして作ったものや買ったものを「食べきる」ことである。この当たり前のことを、各主体が実施することで食品ロスを減らすことができる。

「江東区食べきり協力店」については、より多くの参加を区内の飲食店に働きかけるとともに、区民に対しては、「江東区食べきり協力店」を知ってもらい、利用してもらうための普及啓発を拡充する必要がある。

フードドライブについては、食品ロスの区内循環を目的として、区がフードドライブで集めた食品を、区内のこども食堂等に提供することを検討する必要がある。

食品ロスを減らすためには、区民一人ひとりや個々の事業所の地道な取り組みが必要なことから、区民や事業者が食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要がある。

区では、毎年、江東区ごみ組成分析調査を実施している。この調査の中で、食品ロスの排出実態をより詳細に把握できるよう調査方法を見直す必要がある。

(5) プラスチックの資源循環

国内の平成 30 年のプラスチック生産量は 1,067 万トン、そのうち廃プラスチックの排出量は 891 万トンと推計され、8 割以上が国内で廃プラスチックとして排出されていることになる。プラスチックは、ほとんどが化石燃料からできているため、焼却をすることにより温室効果ガスが発生する。地球温暖化防止のためには、廃プラスチックの発生抑制や、環境負荷低減効果の高い方法でリサイクルすることが求められている。

プラスチック資源循環は、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）などのプラスチックごみ削減が基本である。区は、区民がプラスチック製品を選択しないように働きかけるとともに、区内の販売店や飲食店に対して、ワンウェイプラスチックの無料配布の抑制や、代替品の取り扱いなどを働きかけ、区民がプラスチックをできるだけ使わない環境の整備に努めていく必要がある。

区は、容器包装プラスチックの分別回収を実施している。しかし、汚れていない容器包装プラスチックが燃やすごみとして排出されている一方、汚れたプラスチックが分別回収に出されることも多い。このため、適正な分別の実行を繰り返し働きかけていく必要がある。

容器包装プラスチック以外の製品プラスチックについても、国の法整備の動向等を注視しつつ、江東区にふさわしい製品プラスチックの資源化について検討していく必要がある。

区では、職員一人ひとりが日常から環境配慮に取り組むための「チーム江東・取組マニュアル」を作成し、プラスチックごみ削減を推進して

いる。これらの取り組みを強化し、他の事業所の見本となるよう、「チーム江東」でこれまで以上にプラスチックごみ削減に取り組むべきである。

(6) 過去の歴史への理解と未来に向けた取り組み

江戸時代から現在に至るまで、江東区地先に 23 区のごみを埋め立てるという歴史は続いている。この結果、江東区民が長年、様々なごみ公害の被害を被ってきた事実は、清掃事業における苦渋の歴史であった。一方、江東区は、東京のごみ問題に真剣に取り組み、その解決に向けて最大限努力し、多大な貢献を果たしてきた。

その結果、清掃事業の負担の公平を求めた長きにわたる協議がまとまり、平成 22 年度より「清掃負担の公平・役割分担のあり方について」が実施され、一定の処理基準を超えたごみ量を金銭による負担の対象とする調整措置が行われることとなった。その後、清掃工場の所在に伴う負担は共同処理事務と位置づけられ、ごみ減量努力が反映される制度となるよう、令和 2 年 11 月の特別区長会総会で、23 区間での金銭による負担の調整額の算定方法が見直された。

また、見直しと併せ、23 区共通のごみ減量目標の共有を図ることとなり、江東区としては、共有した 23 区の目標を、江東区一般廃棄物処理基本計画や江東区分別収集計画へ反映することを通じ、さらなる事業の推進が必要である。

23 区のごみ処理量は徐々に減少しているが、江東区の負担が軽減されたと言えるほどの減少とはなっていない。江東区としては、今後とも、清掃負担の公平が進展するよう、他区に対しても、江東区の苦渋の歴史の理解を深めていただくとともに、ごみの減量とリサイクルの推進を働きかけていく必要がある。

一方で、今後は、23 区で連携・協調するとともに、互いに切磋琢磨していくことにより、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみ処理技術の向上を進め、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を 23 区全体で実現していくことが望まれる。

(7) 普及啓発の推進

江東区は平成 10 年度より人口が増え続けており、新しい区民の中には江東区のごみの出し方を知らない人も多くいると考えられる。例えば、分別に協力をする意識があっても、転入前の居住自治体の分別が正しい分別と認識し、結果として誤った分別をしている人がいることも考えられる。

多くの若い世代やこども達、江東区に移転してきた新たな住民は、ごみ問題に関する区の苦渋の歴史を知らない。歴史が風化することを防ぐためにも歴史を伝え続けることが大切である。新たな住民や若い世代、こども達に清掃リサイクル事業に対する興味を持ってもらえるような取り組みが重要である。

このため、「江東区家庭用資源・ごみの分け方・出し方」や広報などの従来型の広報媒体に加えて、SNS の活用や多言語化、ピクトグラム（視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号）などにより、若年層や外国人に対する普及啓発活動を拡充する必要がある。一方で、ごみ集積所における「ふれあい指導」など、対面でのコミュニケーションも有効である。区内には、さまざまな年代や国籍の人が生活しており、ライフスタイルも異なるので、それぞれの区民に対して、情報を的確に伝えていくためには、多様な手法を活用していく必要がある。